



小郡市
県指定天然記念物
「將軍藤」と市徽章



大刀洗町
「もちのき、ひばり、さくら」



鞍手町
町花/春「都忘れ」夏「百合」
秋「菊」冬「水仙」

Ⅲ
流域下水道事業



水巻町
遠賀川のコスモス（町花）と
水巻町公式マスコット
キャラクター



水巻町
町章と町木「イチョウ」
（カラー）



水巻町
町章と町木「イチョウ」



筑紫野市
市木「椿」「藤」



筑紫野市
つくしちゃん、
市の木 椿、藤



遠賀町
町の花スイセン
と遠賀川

Ⅲ. 流域下水道事業

Ⅲ－1 福岡県の流域下水道

福岡県で実施している流域下水道は、御笠川那珂川、多々良川、宝満川、宝満川上流、筑後川中流右岸、遠賀川下流、矢部川及び遠賀川中流の8箇所であり、全流域下水道で供用済みである。

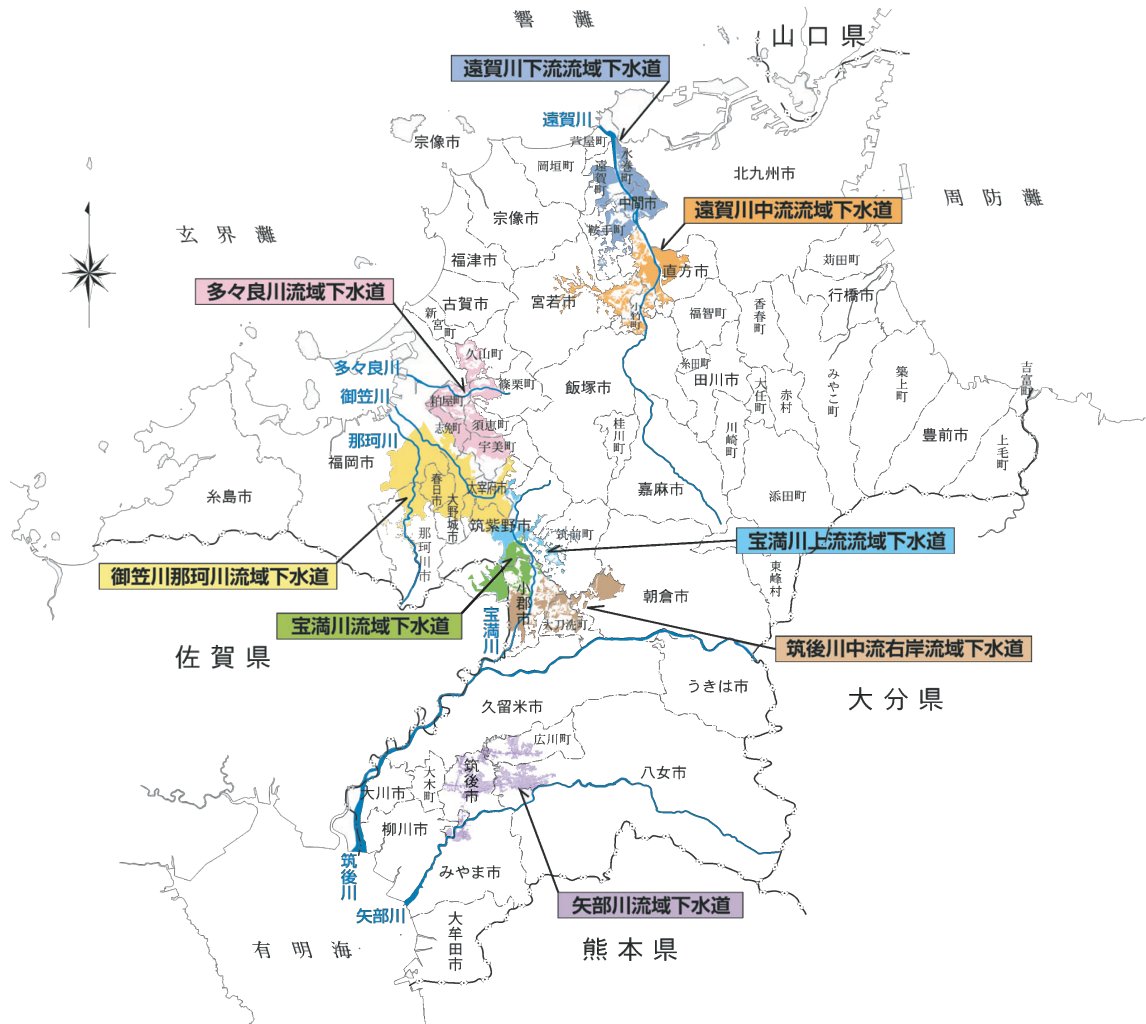


図Ⅲ－1 流域下水道の概要図

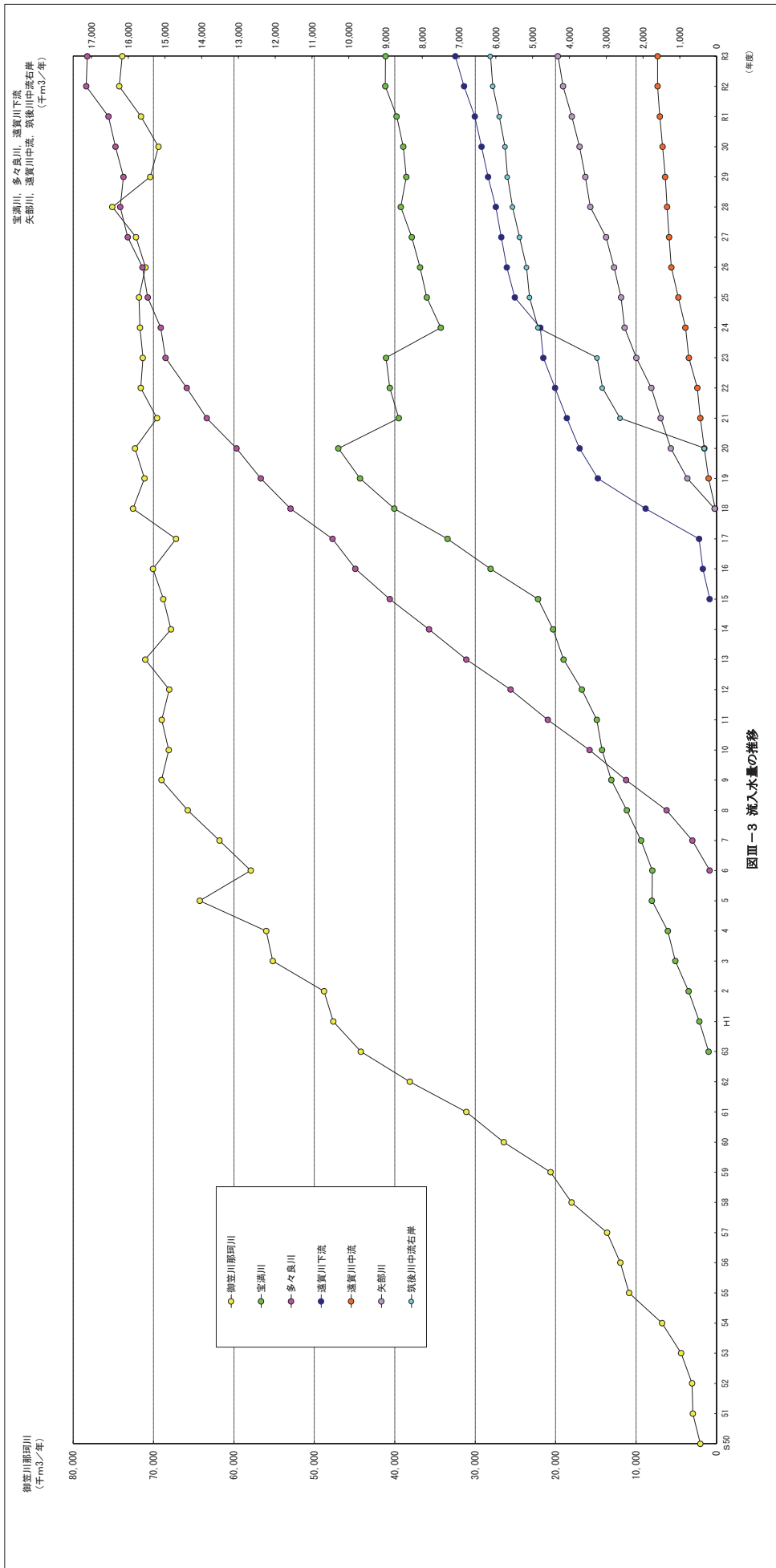
表Ⅲ-1 福岡県流域下水道の事業概要

箇所名	御笠川那珂川	多々良川	宝満川	宝満川上流	筑後川中流右岸	遠賀川下流	矢部川	遠賀川中流
処理区名	御笠川	多々良川	宝満川	宝満川上流	筑後川中流右岸	遠賀川下流	矢部川	遠賀川中流
着手(当初事業認可)年度	S.46	S.60	S.59	H.5	H.6	H.7	H.9	H.11
処理開始年度	S.50	H.6	S.63	(H.10)	(H.15)	H.15	H.18	H.18
全体計画	計画面積 (ha)	9,582	4,667	1,613	1,405	2,667	3,441	2,900
	計画人口 (千人)	703.8	198.5	64.3	36.8	62.1	83.2	61.5
	計画処理能力 (m ³ /日)	274,200	67,500	28,280	13,200	27,000	35,000	28,800
	管渠延長 (km)	29.3	31.7	18.9	29.9	30.8	19.1	28.8
R3年度末	処理面積 (ha)	8,979	3,605	1,073	975	1,795	2,056	1,466
	処理人口 (千人)	699.8	190.6	59.8	36.5	68.3	85.8	45.7
	処理水量 (m ³ /日)	202,403	46,881	24,654	—	16,853	19,464	11,823
	管渠延長 (km)	29.3	31.7	8.2	23.7	30.8	19.1	28.8
関連市町名	(6市) 福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市	(6町) 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 久山町 粕屋町	(2市1町) 小郡市 筑紫野市 基山町 (佐賀県)	(2市1町) 筑紫野市 太宰府市 筑前町	(2市1町) 小郡市 朝倉市 大刀洗町	(1市3町) 中間市 水巻町 遠賀町 鞍手町	(3市1町) 八女市 筑後市 みやま市 広川町	(2市1町) 直方市 宮若市 小竹町

- ※ 全体計画の計画処理水量は日最大汚水量、令和3年度末処理水量については日平均流入水量である。
- ※ 宝満川上流流域下水道については、平成10年4月1日より宝満川浄化センターにて処理している。
- ※ 宝満川流域下水道の処理水量には、宝満川上流流域下水道の処理水を含んでいる。

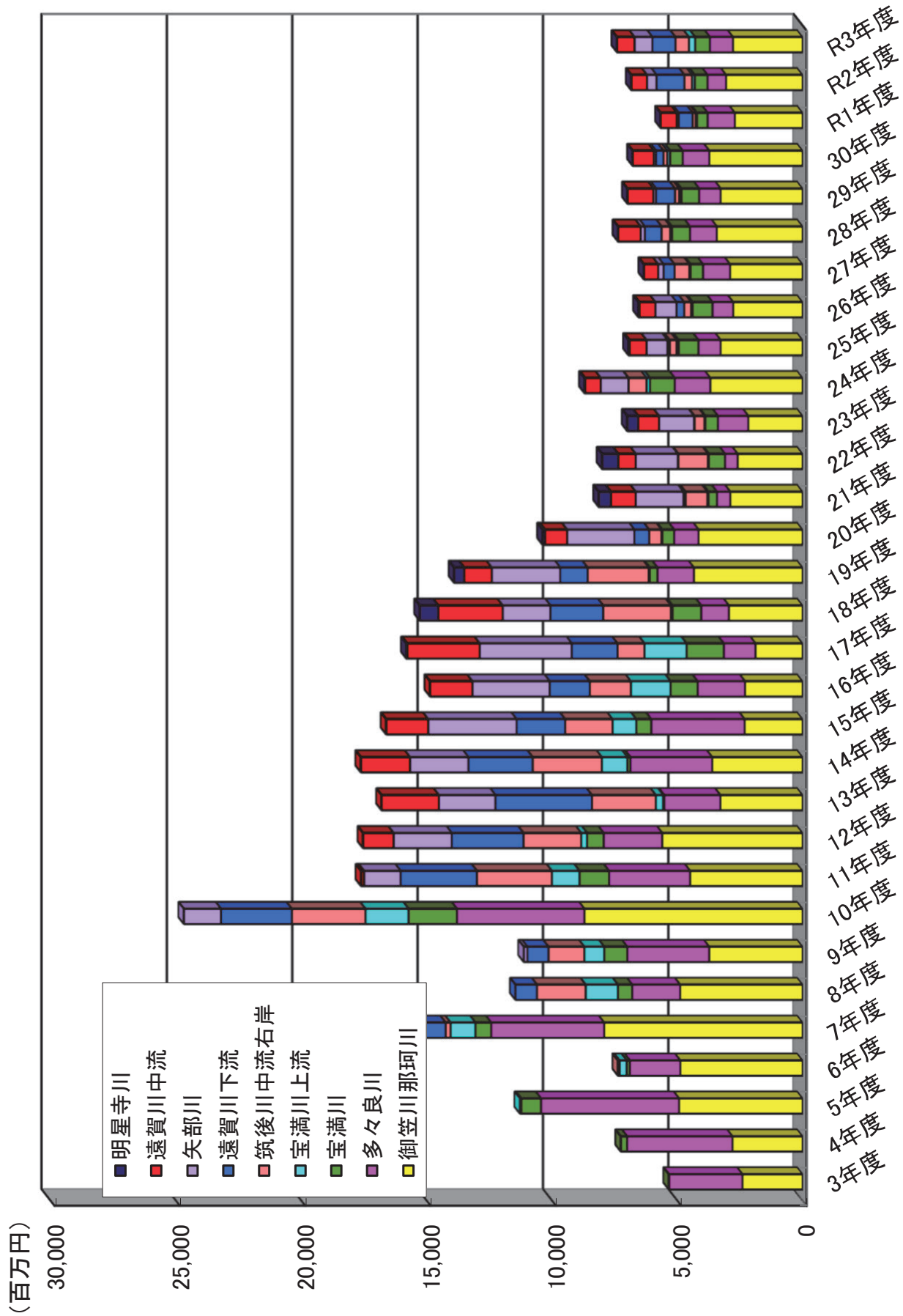


図Ⅲ-2 福岡県流域下水道概要図



図Ⅲ-3 流入水量の推移 (年毎)

年	S50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	
柳笠川那珂川	2,098	2,500	3,024	4,414	6,768	10,855	11,955	13,596	18,008	20,822	25,453	31,091	38,141	44,223	47,647	48,801	55,186	55,888	64,243	57,812	61,807	65,726	68,999	68,116	68,977	68,047	67,814	68,774	70,057	67,200	72,563	71,127	72,303	69,556	71,589	71,323	71,680	71,810	71,010	72,197	75,122	71,564	74,288	73,877				
宝満川											1,325	1,755	1,745	2,050	2,440	2,892	3,113	3,255	4,444	4,852	6,147	7,313	8,764	9,694	8,640	8,886	8,988	7,500	7,882	8,066	8,286	8,596	8,437	8,699	9,007	8,699	8,517	8,699	9,007	8,699	9,007	8,699	9,007	8,699	9,007	8,699		
多々良川																																																
遠賀川下流																																																
遠賀川中流																																																
矢部川																																																
筑後川中流石岸																																																



図Ⅲ-4 県総事業費の推移

表Ⅲ-3 御笠川那珂川流域下水道事業の法的経緯

	都市計画決定	下水道法 事業計画(届出)	都市計画法 事業計画認可	主な変更内容
名称	福岡広域都市計画下水道事業御笠川那珂川 流域下水道 ※	御笠川那珂川流域下水道	福岡広域都市計画下水道事業御笠川那珂川 流域下水道 ※	
経緯	S46.12.14 福岡県告示第6695号	S47.2.28 建設省都下事発第8-2号	S47.3.9 建設省告示第361号	(当初)
			S51.3.16 建設省告示第379号	事業期間の延長
	S51.8.10 福岡県告示第7393号	S52.9.2 建設省福岡都下流発第2号	S52.10.8 建設省告示第1362号	幹線管渠の追加
	S54.12.18 福岡県告示第7894号	S55.3.31 建設省福岡都下流発第1号		処理区域の変更 流入点の追加
			S58.3.7 建設省告示第347号	事業期間の延長
		S59.10.16 建設省丘都下流発第1号		処理区域の変更
	S60.12.26 福岡県告示第8789号	S61.2.22 建設省丘都下流発第1号	S61.3.6 建設省告示第282号	処理区域の変更
		H1.3.31 建設省丘都下流発第10号	H1.4.12 建設省告示第985号	処理区域の変更
	H3.10.16 福岡県告示第1695号	H4.6.12 建設省丘都下流発第8-2号	H4.6.26 建設省告示第1242号	処理区域の追加
	H6.6.6 福岡県告示第792号	H7.6.5 建設省丘都下流発第2号の2	H7.6.22 建設省告示第1284号	処理区域の増加 処理場面積の変更
		H9.9.2 建設省丘都下流発第6号	H9.9.30 建設省告示第1715号	機種の変更
		H11.6.3 建設省丘都下流発第9号	H11.4.30 建設省告示第1226号	処理区域の増加 事業期間の延長
	H15.4.4 福岡県告示第699号	H15.10.15 国九整丘都住第55号	H16.2.2 九州地方整備局告示第15号	処理区域の増加 事業期間の延長
		H19.3.8 国九整丘都住第46号	H19.3.29 九州地方整備局告示第97号	処理区域の増加 事業期間の延長
		H23.3.11 国九整丘都住第1019号	H23.3.30 九州地方整備局告示第82号	処理区域の増加 事業期間の延長
		H27.2.9 九整都住第274号	H27.3.13 九州地方整備局告示第44号	処理区域の増加 事業期間の延長
		H27.10.29 九整都住第149号		溶融炉の廃止 汚泥燃料化施設の追加
	H29.1.24 福岡県告示第44号			都市計画事業名称の変更
		H30.5.10 九整都整第18号		下水道法改正に伴う様式 の変更
		R2.11.17 九整都整第69号	R3.1.20 九州地方整備局告示第10号	処理区域の増加 事業期間の延長

※H29.1.23以前は福岡都市計画、筑紫野都市計画、太宰府都市計画及び那珂川都市計画御笠川那珂川流域下水道

(令和4年12月1日現在)

表Ⅲ-4 多々良川流域下水道事業の法的経緯

	都市計画決定	下水道法 事業計画(届出)	都市計画法 事業計画認可	主な変更内容
名称	福岡広域都市計画及び宇美須恵都市計画下水道事業多々良川流域下水道 ※	多々良川流域下水道事業	福岡広域都市計画及び宇美須恵都市計画下水道事業多々良川流域下水道 ※	
経緯	S60.3.26 福岡県告示第8674号			(当初)
		S61.1.13 建設省丘都下流発第3号の2	S61.1.25 建設省告示第67号	
	S62.6.20 福岡県告示第9009号	S62.12.5 建設省丘都下流発第11号	S62.12.11 建設省告示第2098号	幹線ルートの変更 処理区域の追加
		H3.11.6 建設省丘都下流発第2号-2	H3.11.28 建設省告示第1952号	処理区域の追加 幹線管渠の追加
	H5.12.17 福岡県告示第2049号			処理区域の追加 幹線管渠の追加
		H6.7.26 建設省丘都下流発第2号	H6.8.9 建設省告示第1775号	処理区域の追加
		H8.7.25 建設省丘都下流発第9号	H9.8.19 建設省告示第1603号	
	H10.1.7 福岡県告示第38号	H10.5.12 建設省丘都下流発第4号の2	H10.2.24 建設省告示第269号	処理施設の追加
	H11.4.5 福岡県告示第671号	H10.11.30 建設省丘都下流発第14号の2	H10.11.10 建設省告示第1914号	処理区域の追加 処理施設の追加
	H12.12.8 福岡県告示第1899号	H12.12.27 建設省丘都下流発第15号の2	H12.10.27 建設省告示第2068号	処理区域の追加 処理施設の追加
		H16.6.22 国九整丘都住第11号	H16.10.15 九州地方整備局告示第126号	処理区域の追加 機種の変更
		H18.10.17 国九整丘都住第30号		処理区域の追加 機種の変更
		H20.9.1 国九整丘都住第12号	H20.9.17 九州地方整備局告示第4915号	処理区域の追加
	H21.9.30 福岡県告示第1461号			処理場面積の縮小 幹線管渠の廃止
		H23.3.30 国九整丘都住第1020号		処理区域の追加
		H25.5.27 国九整都住第38号	H25.8.9 九州地方整備局告示第147号	処理区域の追加
	H29.1.24 福岡県告示第44号			都市計画事業名称変更
		H28.11.9 国九整都住第257号	H29.2.14 九州地方整備局告示第25号	処理区域の追加
		H30.7.2 国九整都整第28号		処理区域の追加
		R2.11.17 国九整都整第68号	R3.1.20 九州地方整備局告示第9号	処理区域の追加
	R4.3.23 国九整都整第65号		処理区域の追加	

※H29.1.23以前は福岡都市計画、久山都市計画、篠栗都市計画、須恵都市計画及び宇美都市計画多々良川流域下水道

(令和4年12月1日現在)

表Ⅲ-5 宝満川流域下水道事業の法的経緯

	都市計画決定	下水道法 事業計画(届出)	都市計画法 事業計画認可	主な変更内容
名称	久留米小郡都市計画及び福岡広域都市計画 下水道事業宝満川流域下水道 ※	宝満川流域下水道	久留米小郡都市計画及び福岡広域都市計画 下水道事業宝満川流域下水道 ※	
経緯	S59.12.15 福岡県告示第1897号	S60.2.14 建設省丘都下流発第2号	S60.3.8 建設省告示第273号	(当初)
		S61.8.21 建設省丘都下流発第3号		施設配置の変更
	S62.4.7 福岡県告示第532号			
	S63.3.17 福岡県告示第 号	S63.3.30 建設省丘都下流発第1号	S63.4.7 建設省告示第1116号	管渠ルートの変更
		S63.11.2 建設省丘都下流発第8号		処理地区の追加
	H4.3.11 福岡県告示第477号			処理地区、幹線管渠の追加
		H5.3.23 建設省丘都下流発第9号-2	H5.4.2 建設省告示第1118号	処理区域の追加
		H6.6.27 建設省丘都下流発第6号		機種の変更
	H9.3.28 福岡県告示第597号	H10.1.27 建設省丘都下流発第8号の2	H9.10.24 建設省告示第1845号	処理区域の追加
		H11.12.7 建設省丘都下流発第22号		処理区域の追加
		H12.12.7 建設省丘都下流発第17号		機種の変更
		H15.7.24 国九整丘都住第23号	H15.12.10 九州地方整備局告示第132号	処理区域の追加
		H18.1.17 国九整丘都住第39号	H18.3.29 九州地方整備局告示第89号	処理区域の追加
		H20.9.1 国九整丘都住第12号	H20.12.24 九州地方整備局告示第145号	処理区域の追加
		H25.3.6 国九整都住第236号	H25.4.15 九州地方整備局告示第93号	幹線管渠の追加 処理方式の変更
		H28.11.9 国九整都住第253号	H29.2.14 九州地方整備局告示第27号	事業期間の延長
	H29.1.24 福岡県告示第44号			都市計画事業名称変更
	H29.10.6 国九整都整第115号		処理区域の追加	
R1.12.17 福岡県告示第507号	R2.3.30 国九整都整第156号	R2.7.8 九州地方整備局告示第64号	処理区域の追加 幹線管渠の追加	

※H29.1.24以前は小郡都市計画及び筑紫野都市計画宝満川流域下水道

(令和4年12月1日現在)

表Ⅲ-6 宝満川上流流域下水道事業の法的経緯

	都市計画決定	下水道法 事業計画(届出)	都市計画法 事業計画認可	主な変更内容
名称	朝倉筑前都市計画及び福岡広域都市計画下 水道事業宝満川上流流域下水道 ※	宝満川上流流域下水道事業	朝倉筑前都市計画及び福岡広域都市計画下 水道事業宝満川上流流域下水道 ※	
経緯	H5.12.13 福岡県告示第2082号-2	H6.3.30 建設省丘都下流発第4号	H6.4.14 建設省告示第1201号	(当初)
	H7.7.14 福岡県告示第 号	H7.7.12 建設省丘都下流発第6号	H7.8.3 建設省告示第1438号	管渠ルートの変更
	H9.3.28 福岡県告示第596号	H10.1.27 建設省丘都下流発第10号の2	H9.10.24 建設省告示第1846号	処理区域の追加
		H10.12.21 建設省丘都下流発第19号		接続位置の変更 管渠ルートの変更
	H12.7.12 福岡県告示第1116号	H13.3.27 国九整丘都住第4号		処理区域、幹線管渠の追加、 処理能力の追加
		H13.12.26 国九整丘都住第77号		処理区域 幹線管渠の追加
		H15.6.3 国九整丘都住第26号		管渠の変更
		H16.3.16 国九整丘都住第104号		管渠ルートの変更
		H16.9.2 国九整丘都住第28号	H16.10.28 九州地方整備局告示第132号	処理区域 幹線管渠の追加
		H18.8.18 国九整丘都住第24号		処理区域の追加
		H19.3.2 国九整丘都住第47号		処理区域 幹線管渠の追加
		H21.1.16 国九整丘都住第41号	H21.2.4 九州地方整備局告示第11号	処理区域 幹線管渠の追加
		H23.3.30 国九整丘都住第1021号		処理区域の追加
		H25.3.6 国九整都住第236号	H25.4.15 九州地方整備局告示第92号	処理区域の追加 事業期間の延長
		H28.11.9 国九整都住第256号	H29.2.14 九州地方整備局告示第28号	処理区域の追加 事業期間の延長
	H29.1.24 福岡県告示第44号			都市計画事業名称変更
		H29.5.1 国九整都整第21号		処理区域の追加
R1.12.17 福岡県告示第508号	R2.3.30 国九整都整第155号	R2.7.8 九州地方整備局告示第65号	処理区域の追加	

※H29.1.24以前は夜須都市計画及び筑紫野都市計画宝満川上流流域下水道

(令和4年12月1日現在)

表Ⅲ-7 筑後川中流右岸流域下水道事業の法的経緯

	都市計画決定	下水道法 事業計画(届出)	都市計画法 事業計画認可	主な変更内容
名称	久留米小郡都市計画、朝倉筑前都市計画及び北野大刀洗都市計画下水道事業筑後川中流右岸流域下水道 ※	筑後川中流右岸流域下水道事業	久留米小郡都市計画、朝倉筑前都市計画及び北野大刀洗都市計画下水道事業筑後川中流右岸流域下水道 ※	
経緯	H6.12.21 福岡県告示第2212号	H7.2.15 建設省丘都下流発第1号	H7.3.3 建設省告示第415号	(当初)
		H10.10.27 建設省丘都下流発第13号		処理区域の追加
		H12.9.5 建設省丘都下流発第10号の2		処理区域の追加 幹線管渠の追加
	H12.9.13 福岡県告示第1390号	H13.3.30 国九整丘都住第12号	H13.6.11 九州地方整備局告示第106号	処理区域の追加 処理能力の追加
		H13.9.4 国九整丘都住第39号		管渠の追加
	H14.7.12 福岡県告示第1119号	H14.7.23 国九整丘都住第36号	H14.9.11 九州地方整備局告示第133号	処理区域の追加
		H15.7.24 国九整丘都住第21号	H15.12.10 九州地方整備局告示第132号	処理区域の追加
		H18.1.17 国九整丘都住第40号		処理施設の変更
		H19.2.5 国九整丘都住第39号		処理区域の追加
		H22.2.26 国九整都住第83号	H22.3.17 九州地方整備局告示第32号	処理区域の追加 事業期間の延長
		H24.1.23 国九整都住第84号		機種の変更
		H24.12.5 国都住第207号		処理区域の追加
		H26.2.12 国都住第243号	H26.3.27 九州地方整備局告示第76号	処理区域の追加
		H27.3.6 国九整都住第290号		処理区域の追加
	H29.1.24 福岡県告示第44号			都市計画事業名称変更
		H29.10.6 国九整都整第116号		処理区域の追加 事業期間の延長
	H31.2.21 国九整都整第143号		処理区域の追加	
	R2.3.30 国九整都整第158号	R2.7.8 九州地方整備局告示第62号	処理区域の追加	

※H29.1.24以前は小郡都市計画及び甘木都市計画筑後川中流右岸流域下水道

(令和4年12月1日現在)

表Ⅲ-8 遠賀川下流流域下水道事業の法的経緯

	都市計画決定	下水道法 事業計画(届出)	都市計画法 事業計画認可	主な変更内容
名称	北九州広域都市計画、遠賀広域都市計画及び筑豊広域都市計画下水道事業遠賀川下流流域下水道 ※	遠賀川下流流域下水道事業	北九州広域都市計画、遠賀広域都市計画及び筑豊広域都市計画下水道事業遠賀川下流流域下水道 ※	
経緯	H7.11.10 福岡県告示第1938号	H8.2.21 建設省丘都下流発第1号の2	H8.3.8 建設省告示第423号	(当初)
		H9.12.6 建設省丘都下流発第19号	H10.1.18 建設省丘都下流発第23号	処理区域の追加
		H12.9.1 建設省丘都下流発第8号の2	H12.5.31 建設省丘都下流発第1410号	処理区域の追加 幹線管渠の追加
	H14.5.20 福岡県告示第827号	H14.10.17 国九整丘都住第51号	H15.1.6 九州地方整備局告示第5号	処理区域の追加 幹線管渠の追加
	H17.3.23 福岡県告示第545号	H18.1.13 国九整丘都住第38号	H18.3.23 九州地方整備局告示第68号	処理区域の追加 施設・幹線管渠の追加
		H19.3.28 国九整丘都住第59号		処理区域の追加
		H21.1.26 国九整丘都住第42号	H21.2.12 九州地方整備局告示第14号	処理区域の追加
		H22.3.23 国九整都住第84号		計画諸元の見直し
		H24.3.2 国九整都住第101号	H24.3.26 九州地方整備局告示第74号	処理区域の追加 事業期間の延長
		H27.2.9 国九整都住第275号	H27.3.13 九州地方整備局告示第43号	処理区域の追加 事業期間の延長
	H29.1.24 福岡県告示第44号			都市計画事業名称変更
		H30.2.13 国九整都整第147号		計画諸元の見直し
		H31.2.7 国九整都整第140号	H31.3.29 九州地方整備局告示第50号	処理区域の追加 事業期間の延長
		R2.7.16 国九整都整第15号		処理区域の追加

※H29.1.23以前は中間都市計画、水巻都市計画、遠賀都市計画及び鞍手都市計画遠賀川下流流域下水道

(令和4年12月1日現在)

表Ⅲ－9 矢部川流域下水道事業の法的経緯

	都市計画決定	下水道法 事業計画(届出)	都市計画法 事業計画認可	主な変更内容
名称	筑後中央広域都市計画下水道事業矢部川流域下水道 ※	矢部川流域下水道事業	筑後中央広域都市計画下水道事業矢部川流域下水道 ※	
経緯	H9.12.17 福岡県告示第2083号	H10.1.27 建設省丘都下流発第20号の2	H10.1.14 建設省告示第40号	(当初)
		H15.1.27 国九整丘都住第68号		処理区域の追加 施設配置の変更
		H17.3.22 国九整丘都住第75号	H17.3.30 九州地方整備局告示第67号	機種の変更
		H19.8.24 国九整丘都住第17号	H19.10.2 九州地方整備局告示第155号	処理方式の変更
		H20.3.7 国九整丘都住第47号	H20.5.7 九州地方整備局告示第86号	処理区域の追加
		H22.1.28 国九整都住第69号		処理分区の変更
		H23.3.11 国九整都住第1018号	H23.3.30 九州地方整備局告示第83号	処理区域の追加
		H26.2.12 25下水第1713号	H26.3.27 九州地方整備局告示第75号	処理区域の追加
		H27.3.6 国九整都住第290号		処理区域の追加
	H29.1.24 福岡県告示第44号			都市計画事業名称変更
		H29.4.5 国九整都整第3号	H30.3.9 九州地方整備局告示第35号	処理区域の追加
		H31.3.25 国九整都整第160号		処理区域の追加
		R2.3.30 国九整都整第159号	R2.7.8 九州地方整備局告示第63号	処理区域の追加
	R4.3.23 国九整都整第66号		処理区域の追加	

※H29.1.23以前は筑後都市計画、八女都市計画、黒木都市計画、広川都市計画及び瀬高都市計画下水道事業矢部川流域下水道 (令和4年12月1日現在)

表Ⅲ－10 遠賀川中流流域下水道事業の法的経緯

	都市計画決定	下水道法 事業計画(届出)	都市計画法 事業計画認可	主な変更内容
名称	筑豊広域都市計画下水道事業遠賀川中流流域下水道 ※	遠賀川中流流域下水道事業	筑豊広域都市計画下水道事業遠賀川中流流域下水道 ※	
経緯	H12.2.28 福岡県告示第315号の2	H12.3.3 建設省丘都下流発第3号の2	H12.2.29 建設省告示第753号	(当初)
		H15.7.18 国九整丘都住第39号		処理区域の追加 管渠の仕様変更
		H16.12.17 国九整丘都住第42号	H17.3.31 九州地方整備局告示第75号	処理区域の追加 幹線管渠の追加
		H19.2.16 国九整丘都住第38-2号	H19.3.29 九州地方整備局告示第162号	処理方式の変更 処理区域の追加 幹線管渠の追加 事業期間の延長
		H21.3.26 国九整丘都住第48号		処理区域の追加
		H22.3.23 国九整都住第85号		処理区域の追加
		H24.3.2 国九整都住第102号	H24.3.26 九州地方整備局告示第73号	処理区域の追加 事業期間の延長
		H26.2.12 国九整都住第244号	H26.3.27 九州地方整備局告示第74号	処理区域の追加 事業期間の延長
	H29.1.24 福岡県告示第44号			都市計画事業名称変更
		H29.4.5 国九整都整第2号	H29.8.7 九州地方整備局告示第148号	処理区域の追加 事業期間の延長
		R2.6.3 国九整都整第11号	R2.7.8 九州地方整備局告示第66号	処理区域の追加 事業期間の延長
		R4.2.2 国九整都整第44号		処理区域の追加

※H29.1.23以前は直方都市計画、小竹都市計画及び宮田都市計画遠賀川中流流域下水道 (令和4年12月1日現在)



水巻町 遠賀川河川敷



遠賀町 尾崎地区の赤しそ畑 赤しそ



岡垣町 矢矧川



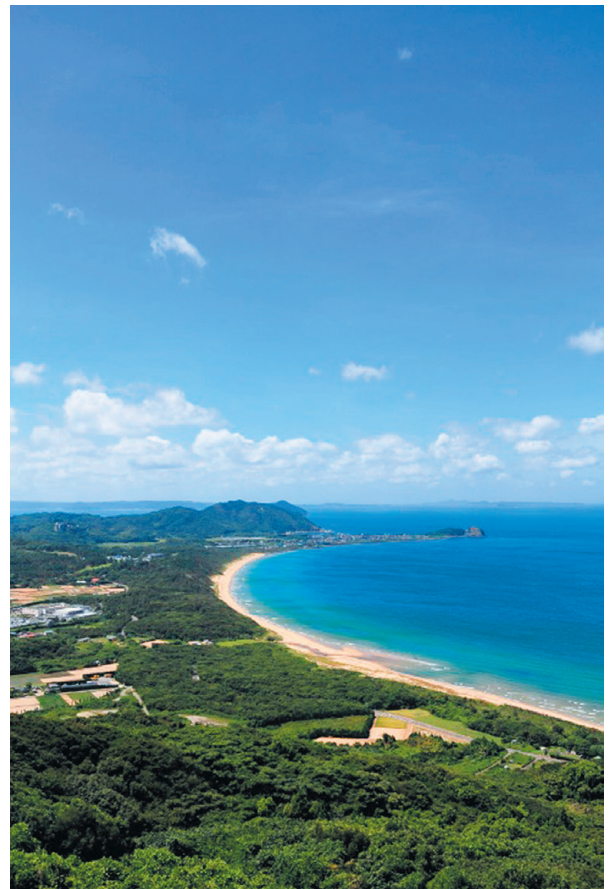
行橋市 今川



福津市 かがみの海



新宮町 新宮海岸



糸島市 幣の浜

Ⅲ－２ 御笠川那珂川流域下水道事業

御笠川那珂川流域下水道の計画区域は、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川市の6市で構成され、福岡県で最初の流域下水道事業として昭和46年度に着手し、昭和50年5月供用開始した。

流域幹線管渠は、二日市、春日、那珂川及び老司の4幹線で昭和59年度末に完成し、これにより流域関連公共市町の全てが供用開始となった。各流域幹線管渠は地形にあわせた勾配とし、ポンプ場を設けずに自然流下により処理場に流入している。

本流域の終末処理場である御笠川浄化センターは、計画汚水量が273,674 m^3 /日で、福岡県内でも最大の規模を有している。水処理施設は全て完成している。増大する下水汚泥については、平成31年度に運転を開始した下水汚泥固形燃料化施設により、脱水汚泥の約1/10に減量化を図るとともに火力発電所の石炭燃料の一部混焼燃料として、有効利用を図っている。また、平成12年度末に運転を開始した油温減圧式乾燥施設についても、脱水汚泥の約1/4に減量化を図るとともに、建設資材、緑農地利用及び火力発電所の石炭燃料の一部混焼燃料として、有効利用を図っている。

その他に汚水調整池については、流入汚水量の時間変動に伴う処理にかかる負荷の軽減及び災害時における緊急処理対応を主な目的とし、総容量34,000 m^3 の規模にて平成17年度に供用を開始した。

御笠川浄化センターは、福岡市博多区の市街地に立地しているため、水処理施設の覆蓋上部に多目的広場、テニスコート及びゲートボール場を含む、約2.4haの“屋上広場”を平成4年度に供用開始し、一般に開放することにより、地域に根ざした親しみのある下水道施設として周辺住民に理解されることを目指している。



御笠川浄化センター

表Ⅲ－11 御笠川那珂川流域下水道事業計画

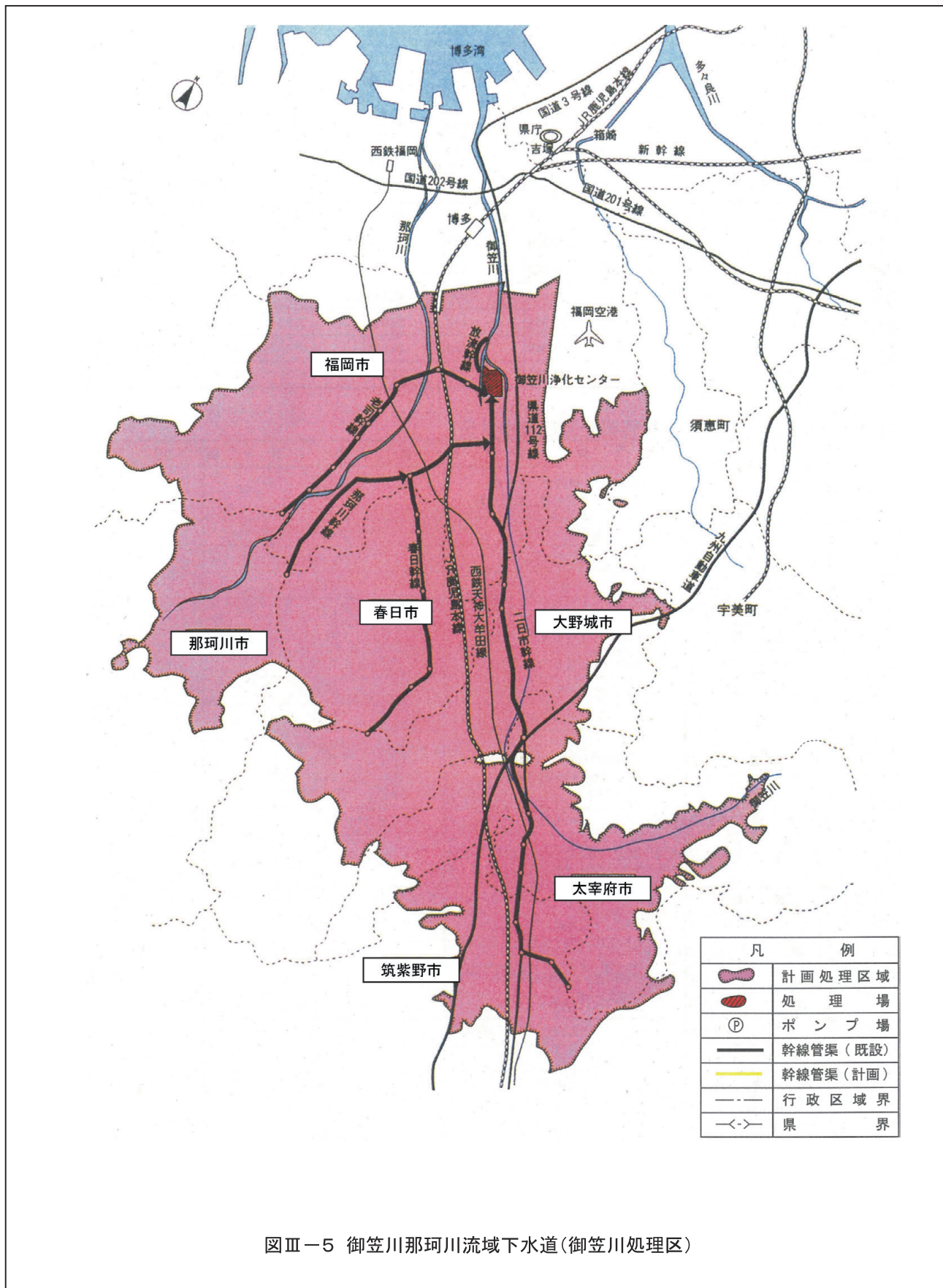
項目 市町名	計 区 画 域 (h a)	計 画 人 口 (千人)	日平均 家庭汚水量		日最大 家庭汚水量		工 場 排 水量 (m3/日)	地 下 水 量 (m3/日)	日平均 計 画 汚 水量 (m3/日)	日最大 計 画 汚 水量		
			(ℓ/人・日)	(m3/日)	(ℓ/人・日)	(m3/日)				(m3/日)	比率(%)	
												(m3/日)
全体計画	福岡市	3,345.90	320.3	255	81,676	340	108,902	7,242	16,015	106,916	134,802	49.3
	春日市	1,379.50	111.7	235	26,250	310	34,627	135	5,027	31,412	39,789	14.5
	大野城市	1,531.50	106.7	235	25,075	310	33,077	359	4,802	30,362	38,406	14.0
	太宰府市	1,566.55	72.1	235	16,944	310	22,351	218	3,245	20,449	25,870	9.5
	筑紫野市	933.60	46.5	235	10,928	310	14,415	205	2,093	13,553	17,149	6.3
	那珂川市	824.50	46.5	235	10,928	310	14,415	0	2,093	13,883	17,658	6.4
	合 計	9,581.55	703.8		171,801		227,787	8,159	33,275	216,575	273,674	100.0
事業計画	福岡市	3,345.90	313.5	255	79,943	340	106,590	7,242	15,675	104,843	132,150	
	春日市	1,379.50	113.0	235	26,555	310	35,030	135	5,085	31,775	40,250	
	大野城市	1,484.70	104.8	235	24,628	310	32,488	359	4,716	29,829	37,731	
	太宰府市	1,478.68	72.5	235	17,038	310	22,475	218	3,263	20,561	26,012	
	筑紫野市	875.90	47.2	235	11,092	310	14,632	205	2,124	13,748	17,397	
	那珂川市	789.99	47.2	235	11,092	310	14,632	0	2,124	14,078	17,906	
	合 計	9,354.67	698.2		170,348		225,847	8,159	32,987	214,834	271,446	

全体計画:令和2年度

事業計画:令和2年度

御笠川那珂川流域下水道事業の計画概要及び進捗状況

		全 体 計 画	事 業 計 画	令 和 3 年 度 末	
関 連 市 町		福岡市、春日市、大野城市、 太宰府市、筑紫野市、那珂川市	同左	同左	
処 理 面 積		9,581.55ha	9,354.67ha	8,979.3ha	
処 理 人 口		703,800人	698,200人	699,819人	
排 除 方 式		分流式	同左	同左	
幹 線 管 渠	二 日 市 幹 線	φ2,200 ~ φ800 L = 12,980 m	同左	同左	
	春 日 幹 線	φ1,350 ~ φ800 L = 7,550 m	同左	同左	
	那 珂 川 幹 線	φ900 ~ φ800 L = 3,310 m	同左	同左	
	老 司 幹 線	φ1,800 ~ φ1000 L = 5,450 m	同左	同左	
	計	L = 29,290 m	同左	同左	
終 末 処 理 場	名 称 及 び 所 在 地	御笠川浄化センター 福岡市博多区那珂4-5-1	同左 同左	同左 同左	
	処 理 場 面 積	18.1ha	同左	同左	
	処 理 方 式	嫌気無酸素好気法(担体投入型、ステップ流 入式)+凝集剤添加+急速ろ過	標準活性汚泥法+急速ろ過 嫌気無酸素好気法(担体投入型、ステップ流 入式)+凝集剤添加+急速ろ過	標準活性汚泥法 嫌気無酸素好気法(一部ステップ流入式) +凝集剤添加+急速ろ過	
	処 理 能 力	274,200 m3/日	281,600 m3/日	295,800 m3/日	
	水 処 理 施 設	最 初 沈 殿 池	15池	15池	同左
		反 応 槽	30池	30池	同左
		最 終 沈 殿 池	28池	28池	同左
		急 速 ろ 過 池	16池	16池	4池
		塩 素 混 和 池	1池	同左	同左
	汚 泥 処 理 施 設	汚 泥 濃 縮 施 設	重力濃縮	2池	同左
機械濃縮			4台	同左	
脱 水 機		スクリー	2台	同左	
		遠 心	3台	同左	
汚 泥 燃 料 化 設 備		100 t /日固形燃料化1基	同左	同左	
汚 泥 乾 燥 設 備	油温減圧式2基	同左	1基		
放 流 渠	放 流 幹 線 1 号	φ1,500 ~ φ1,350 L = 950 m	同左	同左	
	放 流 幹 線 2 号	2,600×2,600 L = 1,050 m	同左	同左	
供 用 開 始	昭和50年5月1日				



図Ⅲ-5 御笠川那珂川流域下水道(御笠川処理区)

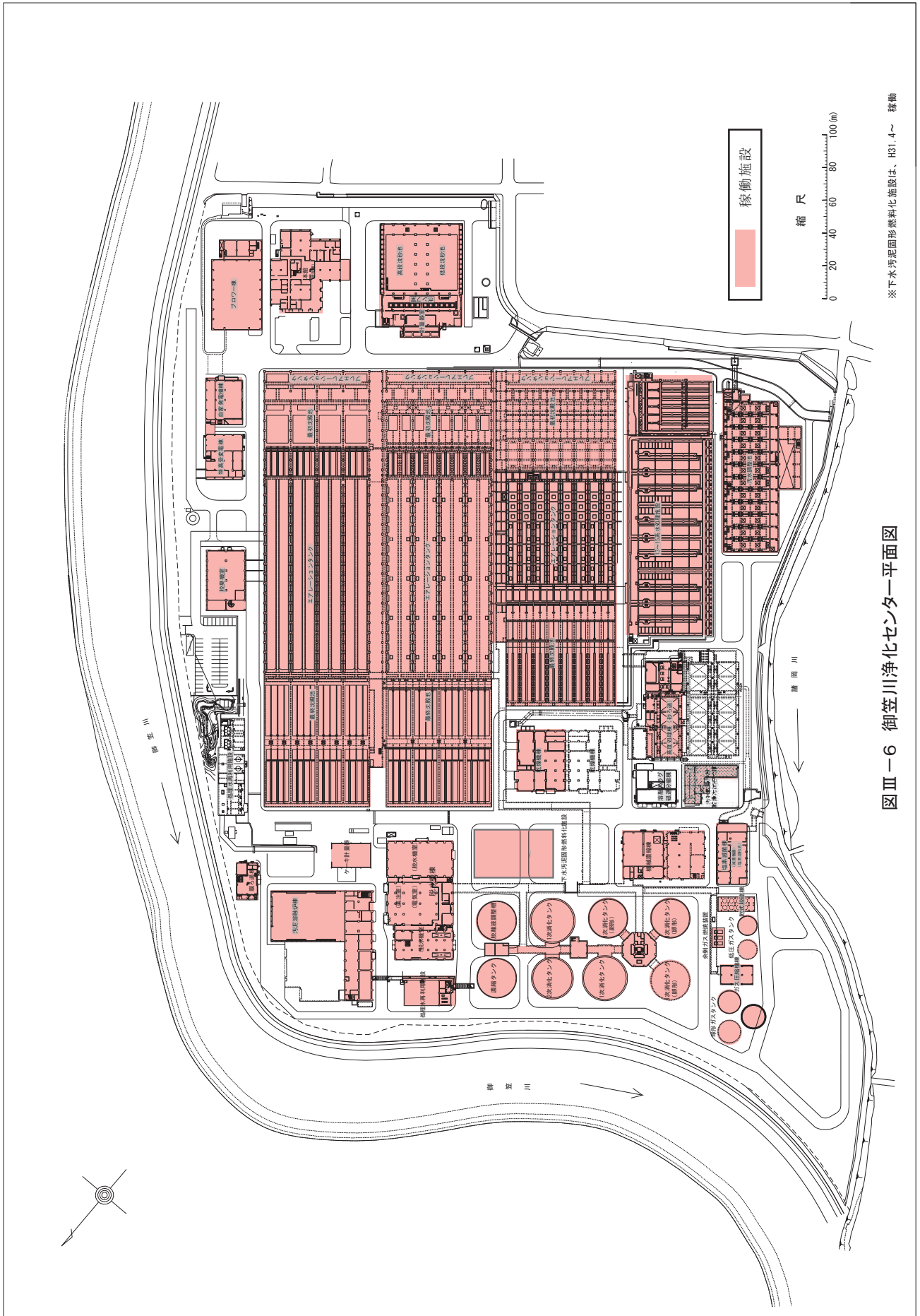
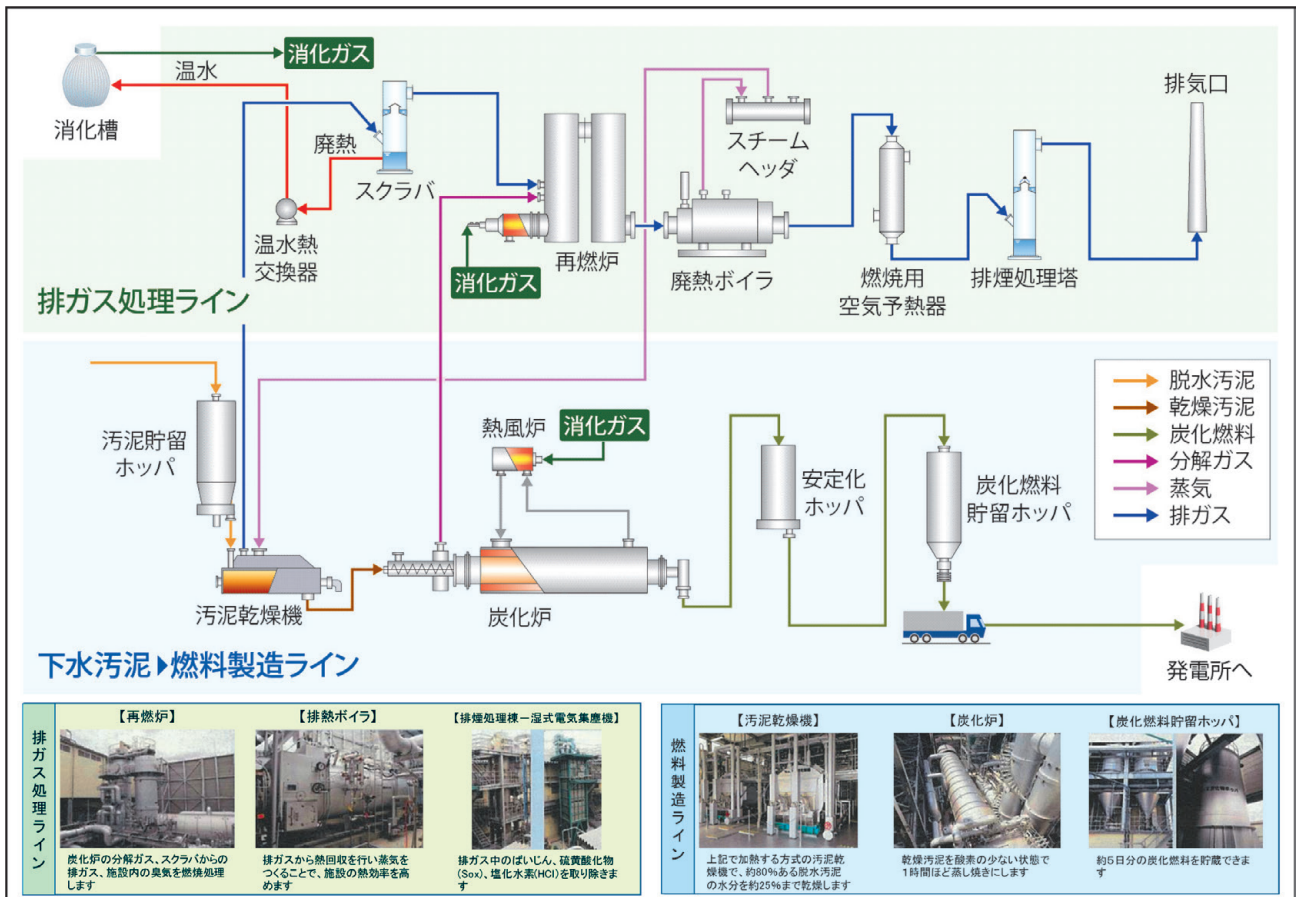


図 III-6 御笠川浄化センター平面図

※下水汚泥固形燃料化施設は、H31.4～稼働



図Ⅲ-7 汚泥固形燃料化施設のしくみ

施設の特徴

●省資源・省エネルギー

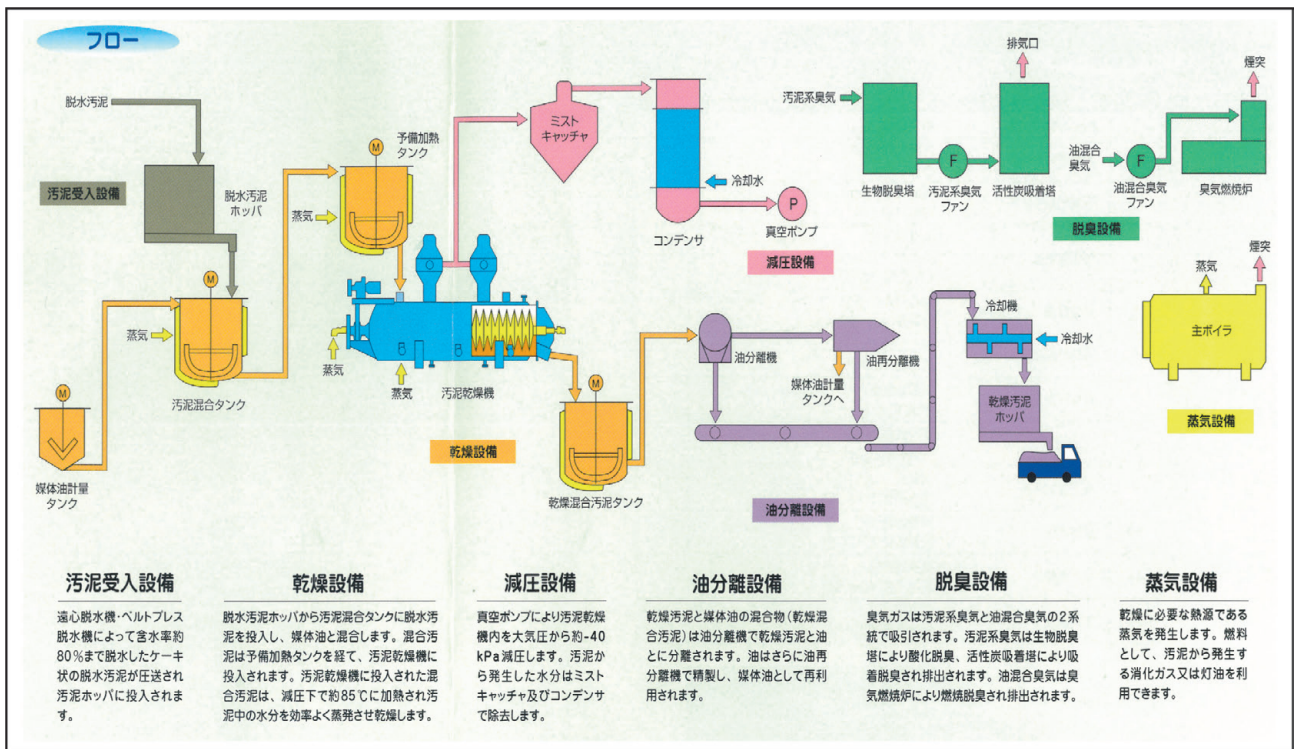
- ① 補助熱料として汚泥から発生させた消化ガスを利用しています。
- ② 排ガスの熱エネルギーを蒸気として熱回収する等、省エネルギーに配慮しています。
- ③ 下水処理水を排煙処理塔等で有効利用しています。
- ④ 炭化燃料は脱水汚泥の約 1/10 程度に減量され、石炭火力発電所の石炭代替燃料として有効利用有効利用されます。

●運転管理

- ① 設備から発生する臭気は、再燃炉により燃焼処理されます。
- ② 設備を景観壁内に設置することにより、美観を損ねず、防臭、防音効果を高めることで、周辺環境との調和を目指しています。
- ③ 排ガス中の SO_x、NO_x、HCl、ばいじんを効率よく除去する設備を完備しており、公害規制値を大幅に下回る環境に配慮したものとなっています。

施設の概要

1. 処理プロセス：低温炭化方式
2. 炭化温度：250～350℃
3. 処理量：100t-wet/日
4. 処理対象：高分子系脱水ケーキ（汚泥）
含水率 80%
可燃分 72%
5. 補助燃料：消化ガス及びA重油
6. 建築建屋：地上2階
鉄骨造
建築面積 548.56m²
延床面積 927.84m²
7. 事業費：設計・施工 38億円
(DBO方式) 維持管理・運営 66億円
合計 104億円
8. 竣工：平成31年3月



図Ⅲ-8 油温減圧式乾燥施設のしくみ

施設の特徴

●省資源・省エネルギー

- ① 補助燃料として汚泥から発生する消化ガスを利用しています。
- ② 下水処理水を機器の冷却水、シール水として有効利用しています。
- ③ 乾燥汚泥は補助燃料、肥料等に有効利用が可能です。
- ④ 運転は自動化を図るとともに、集中管理方式を採用し、省力化運転が可能です。

●運転管理

- ① 設備から発生する臭気ガスは系統別に集められ、汚泥系臭気ガスが生物脱臭塔+活性炭吸着塔により脱臭され、油混合臭気ガスは臭気燃焼炉により脱臭されます。
- ② 主要設備を建屋内に収納することにより美観、防臭、振動、騒音について、周辺環境との調和を目指しています。
- ③ 汚泥中の有機分を燃焼させることがないため、排ガス中にはSO_x、NO_x、ばいじん等が非常に少なく、公害規制値を大幅に下回ります。

施設の概要

1. 処理プロセス：油温減圧式汚泥乾燥
2. 乾燥温度：減圧下で約85℃
3. 処理量：30t-wet/8時間
4. 処理対象：高分子系脱水ケーキ(汚泥)
含水率 80%
可燃分 72%
5. 熱媒体油：廃食用油
6. 補助燃料：消化ガス及び灯油
7. 建築建屋：地上4階
鉄筋コンクリート造
建築面積 1,169.19m²
延床面積 2,648.32m²
8. 事業費：土木・建築工事 5億円
機械・電気工事 34億円
関連設備工事 10億円
合計 49億円
9. 竣工：平成13年1月